

新潟市若者支援事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、地域及び関係機関との連携の下、すべての若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、若者を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、若者支援センター「オール」における若者支援事業を推進するための意見交換を行うことを目的として、新潟市若者支援事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 若者支援センター「オール」の運営・評価に関すること。
- (2) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (3) その他若者支援事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

3 次のいずれかに該当する者を協議会の委員に選任する場合は、前項の規定を適用しな

いことができる。

(1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者

(2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者
(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、新潟市教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。